

## 国東市配食サービス事業って何？

**【事業の目的】** 調理が困難な在宅の高齢者等に対し栄養バランスのとれた食事を配達し、食生活の改善及び健康増進を図るとともに、安否の確認を行い、安心して在宅生活が継続できるよう支援するための事業です。

**【事業の対象者】** 市で定めている利用基準を満たし、栄養改善、自立支援の観点から面接調査により必要と判断された方。  
詳細につきましてはお問い合わせください。

**【問合先】** 高齢者支援課 ☎72-5189 国見地域市民健康課 ☎82-1112  
武蔵地域市民健康課 ☎68-1112 安岐地域市民健康課 ☎67-1114

2019年度

## 国東市配食サービス事業受託事業者を募集します

### 1. 委託業務の内容

- ①国東市が決定した調理が困難な在宅の高齢者等に、1日につき1食（夕食）を配達する。
- ②定期的に（毎回、ほぼ同じ時間）に訪問するものとする。
- ③訪問の際、安否を確認し、健康状態に異常があった場合には関係機関への連絡等を行うものとする。
- ④1食当たりカロリー 600～700kcal、食塩相当量3.5g以下で提供する。

### 2. 営業日

配食日は原則として週5日以上とする。  
ただし、年末年始（12/29～1/3）、国民の祝日、その他市長が休業日と認めた日が含まれる場合は、週4日以下とすることができる。

**3. 配達区域** 国見、国東、武蔵、安岐の4圏域のうち1圏域以上提供できること

**4. 委託期間** 2019年4月1日～2020年3月31日

**5. 募集期間** 1月7日(月)～1月21日(月)

### 6. その他

事業概要や募集に係る詳細につきましては、国東市のホームページに掲載しておりますので、そちらをご参照ください。募集要項に沿ったサービスの提供が可能な事業受託候補者を募集します。

【問合先】 高齢者支援課 ☎72-5189

## ジャイアント社製自転車のレンタルを開始しました

サイクリングで国東半島の魅力をより手軽に、そして快適に楽しんでもらいたいとの思いから、国東市サイクリングターミナルに、ジャイアント社（台湾の有名メーカー）製自転車をレンタルサイクルとして導入しました。

六郷満山開山1300年の寺院や、国東のグルメ、海山に囲まれた自然を、自転車を活用して巡ってみてください。また、ロードバイクやクロスバイクに興味はあるけど、なかなか試してみる機会がないという方も、気軽にご利用ください。

### 導入自転車

ロードバイク 3台・クロスバイク 10台

ジュニアマウンテンバイク 5台

### レンタルサイクル料金（1日）

大人：500円（税込）

高校生以下：300円（税込）

**利用時間** 午前8時30分～午後5時



【問合先】 国東市サイクリングターミナル（観光課） ☎0978-72-5168

## 税務課からのお知らせ

### 市県民税（国民健康保険税・後期高齢者保険料・介護保険料）申告のご案内

平成31年度市県民税申告のご案内（申告会場及び日程を含む）を、1月21日(月)の回覧文書で各世帯1部ずつ配布します。期限内（3月15日まで）の申告をお願いします。

#### ○所得税・市県民税申告の準備はお早めに

所得税及び市県民税の申告時期が近づいてまいりました。本年も申告会場を設けて、市職員が受付を行います。

会場が込み合うことが予想されますので、次の事柄について事前に準備をしてご来場ください。

※例年実施していました申告期間中の別府税務署申告出張相談は、昨年より実施しておりません。

①年金や住宅借入金等特別控除など所得税の還付申告を受けようとする方は、収入・経費の根拠となる書類の整理を進めるとともに、各関係機関から必要書類を取り寄せるなど申告の準備をしてください。

※給与や年金等の源泉徴収票は、支払者より1月31日までに交付されます。

②農業・営業・不動産所得などの申告には、収支（収入金額と必要経費）内訳書の作成が必要になりますので、帳簿や証明書類（領収書など）の整理をしてください。収支内訳書の記載方法については税務課窓口で冊子を用意していますのでご活用ください。

③医療費控除を受けようとする方は医療費控除の明細書の作成が必要になります。完成した明細書をお持ちいただくか、医療を受けた人・医療機関ごとに領収書を整理・集計をしてください。保険組合が発行した「医療費のお知らせ」でも医療費控除の証明書になります。また、保険金等で補てんされた金額（高額医療費・出産育児一時金など）があれば、同様に整理・集計をしてください。

#### ○給与を支払った方は給与支払報告書の提出が必要です

給与支払報告書の提出は、平成30年中の給与収入額を証明するとともに、平成31年度市県民税の計算の基となる大切な資料です。

提出義務のある事業所及び個人事業主は1月31日(木)までに税務課へ提出をお願いします。

【問合先】 税務課 市民税係 ☎0978-72-5156

## 公的年金等所得者の還付申告（確定申告）のお知らせ

年金受給者の方を対象として平成30年分の確定申告書作成会を開催します。申告期間中の相談は混雑が予想されるため、早めの申告をおすすめします。

### 1. 開催日時等

日程	地区	会場	受付時間
2月5日(火)	国見町・国東町	アストくにさきアグリホール	9:00～11:30 13:00～15:30
2月6日(水)	武蔵町・安岐町		

(注) 混雑を緩和するために地区割りをさせていただいています。

上記日程で都合が悪い方は、後日広報等で案内します地区の申告相談をご利用ください。

### 2. 持参いただきたい書類等

(1) 平成30年分の公的年金等の源泉徴収票

(2) 平成30年分の生命保険料・地震保険料等の払込領収書または支払証明書、扶養親族の氏名及び生年月日が分かるもの

(3) 預貯金口座番号（本人名義）が分かるもの及び印鑑

\*申告の際には、身分を証明する書類（マイナンバーカードもしくは通知カード・運転免許証等）を持参ください。また利用者識別番号を取得された方は利用者識別番号も持参してください。

\*ご自宅のパソコンで確定申告書の作成ができる国税庁HPの確定申告作成コーナー（[www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/)）もご利用ください。